

機関誌委員会内規

学術集会および秋季シンポジウム記録に関する内規

1. 学術集会および秋季シンポジウムにおける記録を機関誌に掲載する。それぞれのページ数は下記の如くとする。
 - 1) 会長講演：10 ページ以内（図表を含む）
 - 2) 理事長講演・招待講演・特別講演等：6 ページ以内（図表を含む）
 - 3) 上級演題：シンポジウム、パネルディスカッション、ワークショップなどのまとめ：4 ページ以内（図表なし）（座長に依頼）
 - 4) 一般演題・座長のまとめ：1 ページ以内（図表なし）テーマが医療保険や医学教育に関するもの、あるいは小児外科医にとって教育的価値の高いものを対象とする。
2. 記録の構成案は機関誌委員会で作成し、最終案はこれをもとに学術集会または秋季シンポジウムの会長（以下、会長）が決定する。
3. 掲載費用は学会負担とするが、学術集会記録は刷り上がり 30 ページ、秋季シンポジウムは 15 ページを限度とし、超過ページ分についても原則学会負担とする。

付記：記事作成の手順

1. 機関誌委員会で記録の構成案を作成し、会長に依頼を行う。
2. 会長は構成案を参考に記録の構成を決定し、著者から原稿執筆の内諾を得る。
3. 内諾が取れたら、会長が機関誌委員会に連絡し、委員会（編集部）から、著者に書面にて原稿作成の依頼を行う。原稿作成の期限は、概ね学会終了後 6 ヶ月（編集部必着）とする。
4. 著者は期限内に原稿を編集部宛に送付する。
5. 編集部は、適宜原稿執筆の督促を行い、原稿を回収する。
6. 編集部にて回収した原稿は、会長が確認する。
7. 印刷会社にて、会長が確認した原稿を基に記事を構成（組版）し各著者へ著者校正を依頼し、校正結果を取りまとめのうえ適宜修正する。
8. 著者校正を終えた原稿は、会長が最終確認する。
9. 学術集会記事は開催の翌年 1 号（2 月発行予定）、秋季シンポジウム記事は開催の翌年 5 号（8 月発行予定）への掲載とする。なお、それぞれの開催日が例年と大幅に変更があった場合は、理事会の承認を得て掲載号を決定する。

依頼原稿に関する内規

依頼原稿に対しては、著者から超過頁分を含め掲載料を徴収せず、著者に対して 3 万円の謝礼を支払うものとする。

追悼文に関する内規

機関誌に追悼文を掲載することが出来る。

追悼文は、理事会が、庶務委員会報告に基づき名誉会員、特別会員、正会員で学会に功績のあった会員を対象として、その依頼の是非を審議、決定する。追悼文の著者については、機関誌委員長が理事会から、もしくは所属施設等からその適任者について推薦を受け、たうえで依頼する。

機関誌への掲載依頼の取り扱いに関する内規

他学会または団体からの掲載依頼に関しては、機関誌委員長が掲載可否の判断を行う。尚、必要と判断した場合には、随時、理事長および国際・広報委員会等と協議の上、掲載可否の判断を行うものとする。

査読者の選定と採否に関する内規

1. 原稿査読に対する基本的な考え方

学会誌の発行は2つの意味を持つ。

- (1) 会員や情報メディア研究の動向に興味を持つ読者に有用な情報を提供する。
- (2) 会員に研究発表の場を提供する。
- (3) (2) の意味からすれば、すべての投稿論文を掲載するのがよいかもしれないが、(1) の意味からすれば、何でも掲載するというわけにはいかない。したがって、この2つのバランスをとるために査読を実施し、その結果をもとに機関誌委員会が採否を決める。

2. 査読対象となる論文は、原著、総説、症例報告とする。この中で特に原著と症例報告の区別が時に問題となる。これらの定義をまとめると、症例報告は一例報告とケースシリーズに分けられる。一例報告とは単一の症例や治療法に関する症例をまとめた論文報告である。ケースシリーズとは、複数の症例を対象とするグループ研究をまとめた論文報告で、同じ疾患をもつ患者群の診断・治療への反応などを観察・調査したものである。原著論文はシステマティックレビュー、ランダム化比較試験、観察研究に分けられるが、基本的には医学研究・調査に関する独創性や新規性のある論文であり、目的、対象、方法、結果、考察、結論で構成される。症例数のみでは症例報告と原著論文を区別できないことに留意すべきである。

原著か症例報告かの種別について、著者の申請と査読者の評価が異なる場合は機関誌委員会にて審議し、同委員会が最終的に決定する。これ以外の投稿（研究会や地方会の報告、各委員会報告、等）に関しては、査読を行わず、有料で掲載する。ただし、学会の委員会報告は査読を行わず、無料で掲載する。

3. 機関誌委員会（委員長）は、投稿論文に対し、2名の査読者を選定する。

4. 査読者は、原則として評議員のうち小児外科専門医を取得しているものから選定するが、評議員の中に該当論文に関する専門家がない場合は、評議員以外に依頼することもある。できるだけ多くの評議員へ公平に依頼するため、原則として過去1年以内に査読を依頼していない評議員から選定する。

5. 論文の著者、または内容に利益相反がある場合には、公正な査読ができないため、査読を辞退して頂くようお願いする。そのため、著者には編集者、査読者の名前を伏せるが、査読者には、編集者、著者の名前を伏せないこととする。著者が分かることで、査読者自身が査読にふさわしい立場にあるかを把握することができるためである。

6. 総説・原著論文では1名は該当論文に関する専門家を選定し、他の1名は専門ではない査読者を選定する。掲載論文の内容は、一般の読者が容易に理解できる水準を目指しているが、2名とも専門家に依頼すると、査読の水準が高くなりすぎて一般の読者には難解になり、また著者にも不利になる可能性があるためである。症例報告は専門性が求められる

ことが少ないため、原則として評議員名簿順で2名を選定する。

7. 動画の投稿について

動画が投稿された場合、査読者には動画を含めて論文を査読してもらうが、動画の有無やその内容は、論文の採否の判断材料とはしないこととする。その動画を機関誌に掲載するか最終判断は、運用開始から当面の間はその都度、論文ごとに委員会で判断する。

8. 査読者は、投稿論文に対する審査結果を、採択・条件付き採択・再査読・不採択の4段階で示す。それぞれの判断は以下の通りとする。

A：採択 A-1 このまま掲載可

A-2 小規模修正ののち掲載可（再査読不要）

ここでいう「小規模修正」とは、誤字脱字や形式の不備など、論文の内容には関わらず、修正後の再査読が不要と判断されるもの。

B：条件付き採択（再査読要）

形式上ないし実質上の修正を必要とするが、掲載に値することは明らかと認められるもの。原則として、再査読により適切に修正されたと判断されれば採択となる。

C：修正の結果により掲載の可否を判断（再査読要）

掲載の可否は修正稿を再査読の上判断するもの

D：不採択

本誌の趣旨に合わないものや、修正を行っても掲載に値しないと判断されるもの。

9. 査読意見は、1回目の査読でできるだけ全て記載し、原則2回目以降は、論文の修正に伴う指摘以外は、新たな指摘事項を追加しないこととする。但し論文の内容以前に、体裁の不備や誤字脱字などが多く、修正を要すると判断した場合は、内容に関する査読は行わず、著者に修正を依頼し、1回目の査読とは数えない。

10. 査読期間は4週間とし、期間を厳守する。特別な理由なく大幅に遅延した場合は機関誌委員会（委員長）の判断で別の査読者に依頼することがある。

11. 査読後の再投稿は原則6ヶ月以内を期限とする。著者より再投稿期限の延長の申し出があった場合でも、1年を過ぎた場合は査読審査を打ち切りとする。

12. 採否の判定

原則として、査読者2名が掲載可とした場合は掲載可、不採択とした場合は不採択とする。

査読者の1名が掲載可、1名が不採択と意見が分かれた場合は、機関誌委員長は、機関誌委員の中から3人目の査読者を指名し、その判断に基づき機関誌委員会で最終的に掲載の可否を決定する。判断が難しければ、機関誌委員会でメール審議にかけて検討する。掲載可となった場合は、掲載可とした査読者2名で、掲載の方向で以後の査読を継続する。

13. 最終的な採否の判断は、機関誌委員会が行う。従って、必ずしも査読者の見解通りになるとは限らない。

14. 二重投稿の禁止と既発表論文の定義について

新規性の判定の際に、既発表論文とは何か、二重投稿として禁止対象にするのは何かが問題になるため、以下に本学会の方針を決める。

「二重投稿（duplicate submission）について

同じ内容の論文（投稿中のもの、受理されたものも含む）を二度以上投稿することは、二重投稿とみなされる。機関誌委員会では、最新版の International Committee of Medical

Journal Editors の勧告を参考に、査読の時点で違反が認められた場合、不採用とする。また、既に掲載された論文が二重投稿であることが判明した場合は、委員会で審議の上、採用を取り下げる。

投稿された論文が以下の場合には注意を要する。

- 1) 著書、商業誌などに既に原著形式で発表されている場合には、その一部に多少の変更あるいは追加があっても、同一内容であれば二重投稿とみなされる。ただし、学会発表の抄録、研究会の会議録・記録集は二重投稿とみなされない。
- 2) 専門領域の異なる雑誌に同一内容の論文を発表する場合。
- 3) 同一内容の論文を異なった言語で発表する場合。

但し次の場合は投稿が認められる可能性がある。

- 1) 同時掲載することが、公衆衛生上有益であると判断された場合。
- 2) 内容が、治療技術の大きな進展にかかわる場合。
- 3) 外国語誌にすでに掲載された論文で、本誌に日本語で再投稿を希望する場合。

ただし、オリジナル誌の承認を得た上で、オリジナルに改変を加えずそのまま日本語表記として、その出典と二次出版物であることを論文に明記すること。編集委員会の審査により採択を認められれば資料として掲載される。（投稿規定 12.二次出版の項参照）

転載の許諾についての内規

現在本機関誌のすべての論文に Creative Commons License BY NC SA が付与されているため、学会誌や費用の発生しない会議のプレゼン資料等非営利目的の出版物等への転載の場合は編集部への申請を経ずに転載可能である。一方一般向け商用誌、企業の宣伝リーフレット、小冊子等、明らかな営利目的の場合は編集部へ申請の後、委員会審議を経て著作権料を徴収する。この場合電子媒体の場合の転載費用は 50,000 円、紙媒体の場合は発行部数に関係なく 30,000 円を徴収する。厳密には営利目的であるが学術的意味合いが強い場合、例えば小児外科（東京医学社）などの学術的な商用誌、教科書・成書、企業主催、謝金ありだが学術的な講演資料、Journal of Pediatric Surgery (Elsevier) などの査読ありの学術誌、販売されている診療ガイドラインなどは、委員会（もしくは委員長）判断で無償での転載許可とする。

2001 年 4 月 27 日 制定
2006 年 7 月 14 日 改正
2015 年 7 月 7 日 改正
2016 年 10 月 29 日 改正
2021 年 12 月 8 日 改正
2023 年 4 月 1 日 改訂
2024 年 5 月 28 日 改訂
2025 年 8 月 12 日 改訂

日本小児外科学会国際広報委員会規則

(名称)

第1条 この委員会は、日本小児外科学会国際広報委員会(以下「委員会」という。

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本小児外科学会(以下「本会」)委員会規則(定款施行細則第5章)に定められたことのほかは、この規則によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、本会に関する外国の団体あるいは個人との連絡、交渉にあたり、会員にその結果の周知を図る。また、会員および一般社会への広報活動に関する諸種の業務を行う。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を遂行する。

(1)国際活動

ア. 小児外科に関する国際会議情報を機関誌毎号に掲載する。

イ. 委員会の**担当理事または**委員長は原則的に世界小児外科学会連合（以下 WOFAPS）への本会代表となり、WOFAPS の Council Meeting に出席する。対外的な継続性なども勘案し、WOFAPS への本学会代表の任期延長などに関しては理事会で審議・承認する。

ウ. 本会の理事長、国際委員長が交代する際にはその旨公式の手紙を国外の関連学会（例えば WOFAPS,PAPS,BAPS など）に発送する。

エ. 名誉会員、特別会員の海外の該当者の推薦を行う。

オ. 各国の小児外科学会とのネットワークを構成し、学術集会、International Session について周知し演題募集などを学術集会会長と協力して行う。

継続した国際交流・学会間交流に繋がる相互に有用な招請発表となるような方向性の模索を行う。

カ. 国際支援の調査、紹介を行う。

キ. その他、本会にとって重要な国際学会からの要請があれば、必要な連携・活動を行う。

(2)広報活動

ア. 学会公式ホームページの管理・運営

(ア) 一般向けページの作成・更新

(イ) 会員向けページの作成・更新および各種委員会ページ活用促進のための技術的援助・管理（各種委員会との連携）

- (ウ) 学生向けページの管理（教育委員会との連携）
- (エ) 学術集会案内ページの管理（学術集会会長との連携）
- (オ) 他部門からの掲載依頼（ガイドライン等）の管理（学術・先進医療検討委員会委員長、ガイドライン委員会委員長との連携）
- (カ) 会員名簿(庶務委員会)・専門医・指導医・認定施設リスト（専門医制度委員会）の管理・更新
- (キ) その他、広報に必要と認められる事項の検討・作成・掲載。

イ. 会員宛メール配信に関する業務

- (ア) 本学会各種委員会等の要請への対応。
- (イ) 他学会・研究会，その他の個人・団体の要請への対応。
- (ウ) 会員が主催する，または多くの会員が参加の対象となる学会・研究会などの情報の告知は，月1回の「日本小児外科学会会員ニュース」を使用する。
- (エ) その他

なお，緊急かつ重要と思われる事項については担当理事の判断で迅速に対応する。

ウ. 一般社会に対する広報に資する活動を行う。

- (ア) 地方会が行う啓蒙活動（市民公開講座など）の広報を支援する。
 - (イ) 地方会からの後援等の依頼に対応する。
 - (ウ) 学会ロゴマークの使用要請に対応する。
 - (エ) その他の広報活動を立案し，推進する。
- (構成等)

第5条 委員会は，委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は，委員会を代表し，委員会の業務を統括する。

3 委員長は，委員の中から，指名によって副委員長を委嘱することができる。

4 副委員長は，委員長を補佐し，委員長に事故があるとき又は欠けたときは，その職務を代行する。

5 委員は，委員長とともに委員会を組織し，委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は，会議の目的とする事項を示して，委員長が招集する。

2 委員会の議長は，委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は，委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし，当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は，出席者とみなす。

2 委員会の議事は，出席者の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の

決するところによる。

3 本会の役員は、委員会に出席して意見を述べるができる。

(規則の変更)

第8条 この規則は、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から変更する。

2 この規則は、令和3年6月28日から変更する。

日本小児外科学会保険診療委員会規則

(名称)

第1条 この委員会は、日本小児外科学会保険診療委員会(以下「委員会」という。

第2条 委員会は、一般社団法人日本小児外科学会(以下「本会」)委員会規則(定款施行細則第5章)に定められたことのほかは、この規則によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、小児外科に関する保険診療に関わる業務の検討・調査を行い、小児医療の向上に努めることを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を遂行する。

- (1) 社会保険診療報酬に記載される小児外科関連の記載内容について検討を行い、適正な報酬体系を具現するために厚生労働省に対し必要な要請を行う。この際、外科系学会社会保険委員会連合(以下「外保連」)、日本外科学会保険診療委員会、小児関連学会連絡協議会、日本小児期外科系関連学会協議会、日本小児総合医療施設連絡協議会等との連携をはかり、また他学会の動向も考慮する。
- (2) 診断群分類の小児外科関連の記載内容について臨床実態に即した検討を行い、診断群分類見直し作業班を通して、厚生労働省に対し必要な要請を行う。
- (3) 現行社会保険診療体系で不備または不明瞭な点につき、現行制度内で円滑に運用するために日本医師会の疑義解釈委員会等に申し立てを行う。
- (4) 保険診療報酬改定にあたっては、その前後における影響等につき実態調査を行う。
- (5) 「外保連手術試案」、「外保連処置試案」、「外保連検査試案」、「外保連麻酔試案」、「内科系学会社会保険委員会連合(内保連)・外保連合同による内視鏡試案」における報酬の算定基準を見直すとともに試案内容についても改定をはかる。
- (6) 会員、関連学会、および関連企業等から社会保険診療上の意見・質問を受け付け検討する。
- (7) その他、小児外科に関する保険診療に関わる事案で本会として対応が必要と判断されるものには適宜対応する。

(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、必要に応じ顧問を置くことができる。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

- 3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。
- 6 顧問は、委員会の活動に対して助言を行う。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数かが出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 本会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(規則の変更)

第8条 この規則は、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から変更する。

日本小児外科学会トランジション検討委員会規則

(名称)

第1条 この委員会は、日本小児外科学会トランジション検討委員会(以下「委員会」という。

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本小児外科学会(以下「本会」)委員会規則(定款施行細則第5章)に定められたことのほかは、この規則によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、成人期を迎える小児外科疾患症例に対して、移行期医療の課題につき検討し、日本小児科学会やその分科会、その他の小児に関連する各学会、成人診療科の各学会、および公的医療システムや民間支援との連携も視野に入れ、移行期医療に取り組む足掛かりを構築することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を遂行する。

- (1) 小児外科疾患症例に対する移行期医療の必要性に関する検討
 - (ア) 大学病院, 小児専門病院, 総合病院など施設や地域による移行期医療の実態調査
 - (イ) 小児外科疾患別の移行期医療の実態調査
- (2) 移行期医療の手助けとなる移行期支援ガイドブックの作成・更新
- (3) 疾患別移行期患者サマリー用紙の作成
- (4) 疾患別移行期医療の目標設定とその到達のためのスケジュールに関する検討
- (5) 他学会および行政との連携
 - (ア) 他領域での取り組みを参考にしながら、日本小児科学会やその分科会, 成人診療科の各学会に向けて小児外科疾患の移行期医療の重要性を発信していく。
- (6) 移行期医療に関する情報提供
 - (ア) 全国の実態調査から移行期医療が可能な施設等に関する情報提供
- (7) その他、理事会および委員会において決定したトランジションに関する業務

(構成等)

第5条 委員会は、委員長、及び委員をもって構成され、必要に応じて顧問及び補佐を置くことができる。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。

4 委員長は、必要に応じて、顧問及び若干名の補佐を委嘱することができる。顧問は委員会業務における助言を与え、また意見を述べるることができる。補佐は、委員会活動における業務補佐を行う。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

6 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 本会の役員は、委員会に出席して、意見を述べることができる。

(規則の変更)

第8条 この規則は、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から変更する。

2 この規則は、令和7年8月12日から変更する。

日本小児外科学会規約委員会規則

(名称)

第1条 この委員会は、日本小児外科学会規約委員会(以下「委員会」という。

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本小児外科学会(以下「本会」)委員会規則(定款施行細則第5章)に定められたことのほかは、この規則によって運営する。

(目的)

第3条 本会の活動における様々な規約を、理事会または関連委員会と連携して制定または改定することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、以下の規約・規則の制定または改定業務を遂行する。

- (1)学会定款
- (2)学会定款施行細則
- (3)学会会費規則
- (4)専門医制度諸規則
- (5)理事会規則
- (6)学会活動に関連するその他の規則

(構成等)

第5条 委員会は、委員長、委員及び外部委員をもって構成する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
- 3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 本会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(規則の変更)

第8条 この規則は、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から変更する。

日本小児外科学会研究倫理委員会規則

(名称)

第1条 この委員会は、日本小児外科学会研究倫理委員会(以下「委員会」という。

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本小児外科学会(以下「本会」)委員会規則(定款施行細則第5章)に定められたことのほかは、この規則によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、本会の小児外科領域における適正な医学系研究、臨床研究の推進とともに、研究結果の客観性と再現性を確保し、小児外科分野での研究の信頼と発展に寄与することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を遂行する。

- (1) 学会が主体となるアンケート調査等を含む臨床研究計画について、適正性を審査し当該研究計画の変更、中止など必要な意見を述べる。
- (2) 学会が行う臨床研究および発表において倫理的観点および科学的観点から審査を行う。
- (3) 本会学術集会および秋季シンポジウムへの応募演題について発表内容の倫理的適正性を審査する。
- (4) 学会が保有するデータの利用の申請があれば、倫理的観点および科学的観点から審査を行う。
- (5) 医学研究倫理の教育機会を会員に提供する。

(構成等)

第5条 委員会は、委員長、委員及び外部委員をもって構成する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
- 3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 本会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(規則の変更)

第8条 この規則は、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から変更する。

日本小児外科学会ガイドライン委員会規則

(名称)

第1条 この委員会は、日本小児外科学会ガイドライン委員会（以下「委員会」という）。

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本小児外科学会（以下「本会」）委員会規則（定款施行細則第5章）に定められたことのほかは、この規則によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、ガイドラインに関わる業務を行うことを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を遂行する。

(1) 小児外科診療に関連する診療指針（ガイドライン）についての審査

ア. 本会に対して承認を求められた場合、「診療指針（ガイドライン）およびこれに準じた研究成果の承認に関する規定」「ガイドライン審査規約」に従って審査を行い、理事会に報告し、承認の結果を依頼者に回答する。

(2) 小児外科診療に関連する診断基準および重症度分類などの成果について

ての審査

ア. 本会に対して承認を求められた場合、「診療指針（ガイドライン）およびこれに準じた研究成果の承認に関する規定」に従ってその内容の妥当性を審査し、理事会に報告し、承認の結果を依頼者に回答する。

(3) 小児外科診療に関連する診療指針（ガイドライン）およびこれに準じた診断基準、重症度分類などの成果の英文翻訳版についての審査

ア. 本会に対して承認を求められた場合、「英文化された診療指針（ガイドライン）およびこれに準じた研究成果の承認に関する規定」に従って審査を行い、理事会に報告し、承認の結果を依頼者に回答する。

(4) パブリックコメント募集案内の依頼についての審査

ア. 本会会員に対してパブリックコメント募集案内の依頼があった場合、「診療指針（ガイドライン）のパブリックコメント受付に関する規定」に従って審査を行い、理事会に報告し、承認の結果を依頼者に回答する。

(5) 小児外科診療に関する診療指針（ガイドライン）の調査と情報提供

ア. 新たに作成されたガイドラインを本会ホームページに掲載し、

順次刷新する。

- (6) 日本小児外科学会主導の小児外科診療に関する診療指針（ガイドライン）作成・改訂，あるいはそれらへの協力

ア. 本会主導の小児外科診療に関わる診療指針（ガイドライン）作成・改訂，あるいはそれらへの協力を行う。

イ. 今後のガイドライン関連業務の在り方を検討する。

- (7) 日本小児外科学会以外の作成主体による小児外科診療に関する診療指針（ガイドライン）作成・改訂への協力

ア. 本会外の作成主体によるガイドライン作成・改訂に対して、どのような協力ができるか検討する。

(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成され、必要に応じて顧問及び補佐を置くことができる。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

- 5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。
- 6 委員長は、必要に応じて、顧問及び若干名の補佐を委嘱することができる。顧問は委員会業務における助言を与え、また意見を述べることができる。補佐は、委員会活動における業務補佐を行う。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 3 本会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(規則の変更)

第8条 この規則は、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から変更する。

2 この規則は、令和3 年6 月28 日から変更する.

3 この規則は、令和 5 年 8 月 28 日から変更する.

日本小児外科学会医薬品・医療機器検討委員会規則

(名称)

第1条 この委員会は、日本小児外科学会医薬品・医療機器検討委員会（以下「委員会」）という。

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本小児外科学会(以下「本会」)委員会規則(定款施行細則第5章)に定められたことのほかは、この規則によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、小児外科領域における医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬、医療機器および新規医療技術などの承認、保険適応、早期導入のために必要なエビデンスの収集、検討などの諸種の業務を行う。

(業務)

第4条 学会員および患者団体・個人からの要望に基づき、本会は小児外科領域における医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬、医療機器および新規医療技術などについて、

- 1) 医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬として要望
 - 2) 医療上の必要性が高い未承認医療機器等の早期導入を要望
 - 3) 当該医薬品、医療機器、新規医療技術などについての学会見解を提出
 - 4) 早期導入、保険適応、承認のための公知申請
 - 5) その他、早期導入、保険適応、承認のために必要な要望、申請等
- を行うが、委員会は、上記を遂行するために必要な医学的、学術的観点に基づいたエビデンスを取集し、当該医薬品、医療機器、新規医療技術の必要性、安全性、公知性、保険適応の妥当性などを検討し、本会理事会に上申する。
- また小児医薬品の実用化などの小児関連学会代表委員会、情報交換会などとの連携をはかり、他学会の動向も考慮する。

(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
- 3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 本会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

4 ただし、検討する医薬品、医療機器、新規医療技術などを取り扱う企業、製薬会社との利益相反を有する委員（委員長、副委員長を含む）は当該医薬品、医療機器に関する検討から外れることとする。

(規則の変更)

第8条 この規則は、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

1 この規則は、令和3年1月13日から変更する。

2 この規則は、令和3年6月28日から変更する。

日本小児外科学会教育委員会規則

(名称)

第1条 この委員会は、日本小児外科学会教育委員会（以下「委員会」）という。

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本小児外科学会（以下「本会」）委員会規則（定款施行細則第5章）に定められたことのほかは、この規則によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、小児外科の卒前卒後および生涯教育を充実し、小児外科医療の向上をはかることを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を遂行する。

(1) 卒後教育セミナー

- ア. web 開催を原則とし、セミナー運営は委員会主催で行う。
- イ. プログラムは3回連続で聴講することにより、小児外科のほぼ全域が履修できるように配慮する。なお、原則として小児外科専門医取得を目指す医師を対象とする。
- ウ. 小児外科専門医として、安全かつ確実に小児外科疾患の診断・治療を行うために必要な基本的知識を講義する。
- エ. 受講する医師のニーズに応じて講義内容の見直しを行う。日々進歩する最新の治療法についても、成人領域の技術なども加え、奥の深いものにする。
- オ. 受講者にはテキスト、動画などの資料を作成・提供する。

(2) 小児内視鏡外科手術セミナー

セミナー運営は日本小児内視鏡外科・手術手技研究会と共催で行う。

(3) ホームページの整備

理事長からのメッセージ、先輩からのアドバイス、小児外科医のライフスタイル、小児外科 Q&A、留学体験記、などを学生、若手医師を対象としたコンテンツを更新する。

(4) サマースクールの開催

外科手技の魅力を体験できるプログラムと、参加者同士及び小児外科医との交流を深める懇親会を通じて、学生、若手医師レベルの小児外科志望者の育成及びリクルート活動を年1回実施する。

(5) 用語集

小児外科疾患用語集については、日本医学界医学用語辞典ならびに日本外科学会用語集と整合性を保つために、適宜整備していく。

(7) その他

委員会の目的を達するための業務を行う。

(構成等)

第5条

- 1 委員会は、委員長および委員をもって構成する。
- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
- 3 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条

- 1 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。
- 2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条

- 1 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 本会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(規則の変更)

第8条 この規則は、理事会の承認を受けて変更することができる。

附則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から変更する。
- 2 この規則は、令和3年6月28日から変更する。
- 3 この規則は、令和7年8月12日から変更する。

日本小児外科学会悪性腫瘍委員会規則

(名称)

第1条 この委員会は、日本小児外科学会悪性腫瘍委員会(以下「委員会」という。

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本小児外科学会(以下「本会」)委員会規則(定款施行細則第5章)に定められたことのほかは、この規則によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、日本小児血液・がん学会と協働し、日本小児血液・がん学会疾患登録を通して、小児固形腫瘍の全国的な学術調査を定期的に行い、小児固形腫瘍の疫学及び原因、治療、予後の動向を正確に把握し公表することにより小児固形腫瘍治療の進歩・向上に資することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を遂行する。

(1) 委員長業務

- (ア) 委員会の招集と議事録の管理
- (イ) 小児固形腫瘍登録に関する調査・公開システムの適性化
- (ウ) 小児固形腫瘍登録の集計データの取りまとめ
- (エ) 小児固形腫瘍登録の追跡調査の日小外会誌への投稿最終原稿の作成
- (オ) 日本小児血液・がん学会学術調査委員会と連携して、日本小児血液・がん学会疾患登録の外科項目の解析やデータの共有、供与を検討する。

(2) 委員業務

- (ア) 小児固形腫瘍登録における担当腫瘍の追跡調査の集計と解析
- (イ) 小児固形腫瘍登録の追跡調査の日小外会誌への投稿原稿作成
- (ウ) 小児固形腫瘍登録の解析結果などのホームページでの公開
- (エ) 小児固形腫瘍登録データを活用した臨床研究の推進
- (オ) 日本小児血液・がん学会疾患登録における各疾患についての外科項目について、日本小児血液・がん学会学術調査委員会と連携して、登録内容の見直しを行う。

(3) 地区登録センター幹事業務

- (ア) 小児固形腫瘍登録の各地区における年次登録、~~追跡調査の依頼~~、回収、回収データの委員長への送付および再・追加調査依頼への対応
- (イ) 小児固形腫瘍登録の各地区の追跡調査の回収登録率向上をはかる

(構成等)

第5条 委員会は、委員長、委員から構成され、各地区登録センター幹事を加えて業務を遂行する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
- 3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。
- 4 委員長は、補佐を指名し、委員会業務を委嘱することができる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、委任状をあらかじめ提出した者は、出席者とみなす。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 本会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(規則の変更)

第8条 この規則は、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から変更する。

日本小児外科学会学術・先進医療検討委員会規則

(名称)

第1条 この委員会は、日本小児外科学会学術・先進医療検討委員会(以下「委員会」という。

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本小児外科学会(以下「本会」)委員会規則(定款施行細則第5章)に定められたことのほかは、この規則によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、本会の学術的資料の収集・活用に関する業務、および、小児外科に必要な先進医療の最新情報を会員に提供することを活動目標とする。さらに、会員および一般社会への小児外科に関する先進医療の最新情報を周知する諸種の業務を行う。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を遂行する。

(1)本学会の学術資料に関する収集・調査分析と報告

ア. 本学術集会発表より優れた手術ビデオを選出し、HP のビデオライブラリー(デジタル化)に毎年追加する。

(2)新生児外科全国調査と報告

ア. NCD 連絡委員会と協同し、NCD データを活用して集計を行い報告する。

(3)会員対象のアンケート調査依頼の審査

ア. 学術アンケート調査に関する規定に従って審査を行い理事会に結果を報告し、理事会で審議の後、承認を受ける。実施されたアンケート結果は、HP等を通じて会員に還元する。

(4)先進医療及び学術的情報収集および会員への情報提供

ア. 小児外科関連Systematic Reviewの要旨をHPに掲載する。

(5)小児外科に関する学術・先進医療情報の一般社会への提供

ア. 小児外科で治療される病気の解説をHPに掲載する。

(6)学術集会における、「学会企画演題」の企画案を作成し、理事会に提出する。

(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は出席者とみなす。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 本会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(規則の変更)

第8条 この規則は、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から変更する。

2 この規則は、令和3年6月28日から変更する。

日本小児外科学会倫理・医療安全管理委員会規則

(名称)

第1条 この委員会は、日本小児外科学会倫理・医療安全管理委員会(以下「委員会」という。

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本小児外科学会(以下「本会」)委員会規則(定款施行細則第5章)に定められたことのほかは、この規則によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、小児外科領域における倫理と医療安全管理に関する問題について調査、検討を行い小児外科医療の質の向上を図るとともに、会員の倫理・医療安全管理に対する意識の向上に努める。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を遂行する。

- (1)小児外科領域の倫理・医療安全管理に関しての調査、検討を行う。
- (2)個人情報保護に関するガイドラインを提言する。
- (3)定期学術集会において倫理・医療安全管理講習会を開催する。
- (4)学会ホームページを利用して倫理・医療安全管理についての情報発信を行う。
- (5)会員の倫理的違反についての調査を行い、理事会へ報告する。
- (6)学会および会員を外部機関、第三者からの誹謗、中傷など倫理に反する行為から保護する。
- (7)医療関係訴訟の鑑定に必要な候補者名簿を更新する。
- (8)医療事故調査に関する外部調査員候補者名簿を更新する。

(構成等)

第5条 委員会は、委員長、委員及び外部委員をもって構成する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
- 3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する

- 2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 本会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(規則の変更)

第8条 この規則は、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から変更する。

2 この規則は、令和3年6月28日から変更する。

日本小児外科学会データベース委員会規則

(名称)

第1条 この委員会は、日本小児外科学会データベース委員会(以下「委員会」)という。

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本小児外科学会(以下「本会」)委員会規則(定款施行細則第5章)に定められたことのほかは、この規則によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、本会会員が、本会が保有する臨床データ並びに NCD を通じて得られた臨床データを円滑かつ適正に利活用できる体制を整備することで、日本の小児外科診療の質の向上に結びつけ、日本小児外科学会が保有する個人情報適切に管理する体制を整備することで、法令に則った学会活動の推進を図ることを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を遂行する。

- (1) 本会会員の個人情報等を利用した調査・研究等を行う際の適正な学会員の個人情報等に関するデータベース取扱に関する規定や体制の整備を行う。
- (2) 本会にとってより有効な研究活動を推進していくために学会全体のデータベース統括、管理を行う。
- (3) NCD データを利用した臨床研究、並びに NCD データ以外の学会保有データを利用した研究についての枠組み構築および学会員による研究遂行に対する支援を通じて、本邦の小児外科医療水準向上のための研究の促進を図る。
- (4) NCD への入力、NCD 集計データの活用法について、NCD 連絡委員会と連携して企画・運営を行い、本会会員に周知し、小児外科専門医制度と連携して活用されているシステムの理解が高まるように努める。

(構成等)

- 第5条 委員会は、委員長、委員、及び必要に応じ置かれる顧問及び補佐をもって構成する。
- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
 - 3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
 - 5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。
 - 6 顧問及び補佐は委員会を組織し、委員会業務の補佐ならびに助言を与える。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 本会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(規則の変更)

第8条 この規則は、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から変更する。

2 この規則は、令和1年7月25日から変更する。

日本小児外科学会小児救急検討委員会規則

(名称)

第1条 この委員会は、日本小児外科学会小児救急検討委員会(以下「委員会」)という。

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本小児外科学会(以下「本会」)委員会規則(定款施行細則第5章)に定められたことのほかは、この規則によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、小児救急に求められる特異性に基づいた小児救急システムの構築および、その教育を普及させることを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を遂行する。

- (1)小児救急セミナーの開催
- (2)PALS講習会の開催
- (3)本会ホームページ「外科系小児救急患者受け入れ状況」の維持・管理
 - ア. 同状況の全国施設調査
 - イ. ホームページの更新
- (4)小児救急の現状調査と情報提供
 - ウ. 小児救急における小児外科医の関与状況調査
 - エ. 小児救急に関する情報提供
- (5)他学会および行政との連携
 - オ. 小児救急連絡協議会、日本救急医学会・日本小児科学会・日本小児救急医学会・日本小児放射線学会などの小児救急関連組織および行政との協議・連携
 - カ. 小児救急医療に関する最新情報の収集および会員への提供
- (6)大規模災害時における小児外科医療システムの構築
 - キ. 大規模災害時における情報収集
 - ク. 小児救急関連組織および行政との協議・連携
 - ケ. 医師派遣や搬送受け入れの調整
- (7)その他、理事会および委員会において決定した小児救急に関する業務

(構成等)

第5条 委員会は、委員長、及び委員をもって構成する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。

- 4 委員長は、補佐を指名し、委員会業務を委嘱することができる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 6 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 本会の役員は、委員会に出席して、意見を述べることができる。

(規則の変更)

第8条 この規則は、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から変更する。

日本小児外科学会ワーク・ライフ・バランス検討委員会規則

(名称)

第1条 この委員会は、日本小児外科学会ワーク・ライフ・バランス検討委員会(以下「委員会」)という。

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本小児外科学会(以下「本会」)委員会規則(定款施行細則第5章)に定められたことのほかは、この規則によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、本会会員のキャリア支援、ワーク・ライフ・バランスの適正化を目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を遂行する。

- (1) 本会ホームページ上での広報活動
 - (ア) ロールモデルの紹介や各施設におけるキャリア支援策の公表
 - (イ) 施設単位では解決困難な求人・求職の情報掲示板的功能
 - (ウ) 各種アンケート調査とその公表
- (2) ワーク・ライフ・バランスやDEIB(Diversity, Equity, Inclusion, and Belonging), キャリア支援についての啓発活動
 - (ア) 学術集会や秋季シンポジウムでの特別企画や講演会を企画実施
- (3) 本会運営におけるDEIBの実現に向けた活動
 - (ア) 評議員制度や理事制度におけるクォータ制などDEIBを推進するための活動
- (4) その他、会員のワーク・ライフ・バランス向上につながる活動
 - (ア) 医師の労働環境改善に関する制度改革実現への活動

(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
- 3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 本会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(規則の変更)

第8条 この規則は、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から変更する。

日本小児外科学会利益相反（COI）委員会規則

（名称）

第1条 この委員会は、日本小児外科学会利益相反（COI）委員会（以下「委員会」という）。

（適用）

第2条 委員会は、一般社団法人日本小児外科学会（以下「本会」）委員会規則（定款施行細則第5章）に定められたことのほかは、この規則によって運営する。

（目的）

第3条 委員会は、本会会員等が関わる利益相反（COI）を管理する指針を作成、公開し、それに基づいた管理体制を構築することを目的とする。

（業務）

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、以下のような利益相反に関する業務を行うこととする。

- (1) 本会の利益相反を管理する「医学系研究に関する利益相反に関する指針および指針運用規定」（以下本指針）を作成する。
- (2) 数年ごとに本指針の見直しを行い、必要な改定について理事会に発議する。
- (3) 本会会員等が関わるすべての本会活動が本指針を遵守していることを検証する。
- (4) 本会の役員等の利益相反状態に関する疑義が生じた場合、所定の手続きを経たのち利益相反情報を審議する。
- (5) 本会内及び本会外からの対象者に対する利益相反に関する開示請求に対し、委員会で開示の是非を審議し、本指針に基づいて申告者に開示する。
- (6) 本指針に反する事態が生じた場合には、委員会で審議し、その措置について理事会に上申する。
- (7) 本指針に反する事態に対する理事会からの諮問に対し、委員会で審議し理事会への答申を行う。
- (8) 利益相反違反に関する不服申し立てに対して、審査委員会で再審査を行い、理事会の議を経て結果を被措置者に通知する。
- (9) 利益相反に関する重大な違反があると判断した場合には、社会への説明責任を果たすべく理事会との協議を行う。

（構成等）

第5条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

3 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する

2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 本会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(規則の変更)

第8条 この規則は、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

1 この規則は、平成31年4月1日から変更する。

日本小児外科学会NCD連絡委員会規則

(名称)

第1条 この委員会は、日本小児外科学会NCD連絡委員会(以下「委員会」という。

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本小児外科学会(以下「本会」)委員会規則(定款施行細則第5章)に定められたことのほかは、この規則によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、本会の会員がNCDへ登録する臨床データによって施設認定・専門医認定・指導医認定業務が円滑に行えるように、NCD・施設認定委員会・専門医認定委員会と協力し、NCD小児外科領域の管理運営を行うこと、およびNCD-Pediatricに登録される臨床データの解析を行いデータの質と悉皆性を担保し、会員等が利活用することで、日本の小児外科診療の質の向上に結びつけることを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の業務を本会各種委員会および一般社団法人 National Clinical Database と協力しながら遂行する。

- (1)施設認定委員会・専門医認定委員会と協力し、施設認定・専門医認定・指導医認定を行えるようにNCDへの登録データの管理とそのシステム整備を行う。
- (2)NCD-Pediatricを通じNCD小児外科領域へ入力された臨床データを解析し、本会会員へアニュアルレポートとして開示する。また国内外に向け日本の小児外科のデータを発信する。
- (3)NCD-Pediatricに登録された新生児外科集計結果を、学術・先進医療検討委員会と協力し解析し、報告する。
- (4)NCD-Pediatricへ入力される臨床データの質と悉皆性の担保を行う。
- (5)NCDの入力や登録方法について、本会会員に周知する。学術集会、ならびに小児外科学会ホームページ上で、広報活動を行う。
- (6)NCD小児外科領域に入力されたデータから医療品質評価を行い、日本の小児外科の向上に貢献する。
- (7)データベース委員会の臨床効果データベース事業や、NCDを利用した研究に関連して、NCDシステムを補完する。
- (8)NCD他領域との連携や調整を行う。

(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員、顧問、補佐をもって構成する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。
- 3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。
- 5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。
- 6 委員長は、委員会におけるデータ解析業務のために、必要に応じて学会員の中から補佐を委嘱することができる。補佐の人数制限は特に設けない。
- 7 委員長は、委員会業務に関する助言を得るために、若干名の顧問を委嘱することができる。

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

- 2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 本会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(規則の変更)

第8条 この規則は、理事会の承認を受けて変更することができる。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から変更する。

日本小児外科学会ロボット支援手術委員会規則

(名称)

第1条 この委員会は、日本小児外科学会ロボット支援手術委員会（以下「委員会」）という。

(適用)

第2条 委員会は、一般社団法人日本小児外科学会(以下「本会」)委員会規則(定款施行細則第5章)に定められたことのほかは、この規則によって運営する。

(目的)

第3条 委員会は、小児外科領域におけるロボット支援手術の必要性・有用性とその実態を明らかにし、安全かつ健全な普及を促進することを目的とする。

(業務)

第4条 委員会は、前条の目的を達成するために次の業務を行う。

- (1) 小児外科領域におけるロボット支援手術の導入および安全な普及に関する情報の収集と分析に関する業務。
- (2) 関連学会・研究会との連絡及び調整に関する業務。
- (3) 小児外科領域におけるロボット支援手術の安全な普及のためにプロクターを審査および選定に関する業務。
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な業務。

(構成等)

第5条 委員会は、委員長及び委員、及び必要に応じ置かれる顧問をもって構成する。

2 委員長は、委員会を代表し、委員会の業務を統括する。

3 委員長は、委員の中から、指名によって副委員長を委嘱することができる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

5 委員は、委員長とともに委員会を組織し、委員会の業務を執行する。

6 顧問は委員会を組織し、委員会業務の補佐ならびに助言を与える

(招集等)

第6条 委員会は、会議の目的とする事項を示して、委員長が招集する。

2 委員会の議長は、委員長とする。

(定足数等)

第7条 委員会は、委員会構成員現在数の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、当該議事について文書をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

2 委員会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 本会の役員は、委員会に出席して意見を述べることができる。

(規則の変更)

第8条 この規則は、理事会の承認を受けて変更することができる。